



茨木地区 保護司会だより



移築された古墳石室



(一番左が題目碑。近辺にあった石碑や古墳が移設されている。)



国見峠にあった題目碑
(山手台五丁目)

近世の亀岡街道の難所である国見峠に道標(左京みち 右大坂)を兼ねた題目碑があった。山手台の宅地開発に伴い山手台中央公園の一画に移設された。この石碑は「おさん茂平恋道中碑」として知られる。井原西鶴『好色五人女』や近松門左衛門『大経師昔暦』に登場する大経師の妻おさんと手代の茂平の道ならぬ恋の悲話だが、駆け落ちした二人がここで心中したという伝承がある。『諸式留帳』天和3(1683)年に京都の大経師の女房さんと手代の茂兵衛が密通の罪で磔にされたという記録があり、この史実を元にした創作、伝承と考えらえる。

(文責、写真 畠山眞悟保護司
参照論文 高橋伸拓「亀岡街道の近世・近代」茨木市文化財資料館学芸員)

盛夏の候 皆さまにはお元気で
お過ごしのこととお喜び申しあげ
ます。
日ごろは、市政の各般にわたり、
とりわけ、更生保護活動にご理解
とご協力を賜り厚くお礼申しあげ
ます。
私たちのライフスタイルは日々
変化しています。暮らしが便利に
なる一方で、人と人とのつながり
が希薄化し、望まない孤立や社会
的孤独などの問題も生じていま
す。一人で抱え込んだ「生きづら
さ」は、ときに犯罪や非行という
形で社会に影を落とすこともあり
ます。安全安心で明るい地域社会
を築くためには、一人でも多くの
方に、犯罪や非行の防止、罪を犯
した人たちの更生の重要性につい
てご理解いただき、地域でのあた
たかいご支援をいただくことが重
要だと考えております。
今年で74回目を迎える「社会を
明るくする運動」は、犯罪や非行
の防止と立ち直りについて理解を

深め、それぞれの立場において力
を合わせ、明るい地域社会を築く
ための全国的な運動です。
社会を明るくする運動茨木市
推進委員会といたしましては、
社会におけるさまざまな「生き
づらさ」に寄り添える、安全で安
心な明るい社会の実現のために、
今年度も、啓発ポスターの掲示
や刑務所作業製品の販売などを
計画しております。また、7月に
開催する市民大会は、昨年11月
にオープンした文化・子育て複合
施設「おにクル」の1階で開催す
るなど、新たな試みにも取り組ま
います。
これらの取組が、「生きづらさ」
を抱える人、再出発を図ろうとす
る人への理解と支援に繋がる機会
になることを願っております。
皆さまには、「社会を明るくす
る運動」の趣旨をご理解いただき、
犯罪のない明るいまちづくりに、
より一層のご協力とご支援を賜り
ますようお願い申し上げます。

第七十四回
「社会を明るくする運動」に寄せて

社会を明るくする運動茨木市推進委員会
会長 福岡 洋一
(茨木市長)



茨木市更生保護サポートセンター 電話 072-620-8310 はんざいゼロ

非行・犯罪に関する相談をお聞きます。秘密は厳守します。
来所の際は必ず電話予約をお願いします。

【開所時間と相談予約の受付時間】平日10時～16時(祝日と年末年始は除く)

【所在地】茨木市福祉文化会館(オークシアター)1階(茨木市駅前4-7-55)

予約をすれば夜間、土曜日、日曜日に相談することも可能です。

サポートセンターは10月(期日未定)より、合同庁舎6階へ移転いたします。

※平素は、保護観察対象者やその家族との面談、保護司の研修、更生保護関係団体相互の情報交換、会議などに使用されています。

茨木市更生保護サポートセンター 通信

「ほごちゃんサロン」開催しました

5月31日午前、サポートセンターにて、「ほごちゃんサロン」が開かれました。

保護司は、それぞれ、罪を犯したり、非行を行った方の立ち直りをサポートしていますが、対象の方の状況は様々で、思い悩むことも少なくありません。



「ほごちゃんサロン」は保護司が互いに、気楽に話し合いをする中から、立ち直りの活動がすこしでも充実したものにしていければとの思いで企画されました。今後も不定期ですが開催を予定しています。

詳細は記載出来ませんが、個人の悩みから、犯罪予防の活動のこと、保護司会活動のことなど様々な内容が話し合われました。すぐに解決できるものではないですが、それぞれに、大切なヒントを持ち帰ることができたのではないのでしょうか。



サポートセンターが、「保護司自身の元気のもと」になれば、素敵なことだと思います。
(広報部)

★令和5年度下半期の利用状況★ (R5.10.1～R6.3.31)

保護観察官の定期駐在	4回
保護観察対象者との面談	67回
保護司会	11回
更生保護女性会	30回
茨木BBS会	2回
更生保護推進協議会	2回
更生保護協力雇用主会	2回
その他	6回
市民からの相談	0件
保護司来所人数(延べ人数)	308人

開所日数	10月	11月	12月	合 計
	21日	20日	20日	
	1月	2月	3月	118日
	18日	19日	20日	

茨木地区 事件係属状況	保護観察 件数	生活環境調整件数	
		刑務所等	少年院
令和5年10月	41	37	6
令和5年11月	40	35	7
令和5年12月	43	34	6
令和6年 1月	44	34	6
令和6年 2月	43	35	5
令和6年 3月	39	36	4

(各月末日現在)

「社会を明るくする運動」
茨木市推進委員会開催

令和6年5月15日、「社会を明るくする運動」茨木市推進委員会が、会長である福岡市長をはじめ構成団体の代表が参加して開催されました。

議長の田畑敬副会長（茨木地区保護司会会長）による議事進行のもと、令和5年度活動報告、令和5年度決算報告及び会計監査報告が承認され、令和6年度社会を明るくする運動茨木市実施要綱、令和6年度予算が可決成立しました。

（広報部）



いばらき×立命館DAY 2024
～RITSUMEIKAN OIC EXPO～

開催日時:5月19日(日)10:00~17:00
場 所:立命館大学大阪いばらきキャンパス

「いばらき×立命館DAY」
は、大学と地域の交流フェス
タとして毎年開催されていま
す。今年は2025年の大阪万博



や茨木市の新施設「おにクル」の紹介、防災のブース、キッチンカーなど100を超える出店がありました。

保護司会は「社会を明るくする運動」の一環として、来場
の子ども達に子犬・花・剣のバルーンアート作りを楽しんで
もらい、持ち帰ってもらいました。

小雨の中でしたが立命館大学の学生さんの飛入りもあり、子連れの家族で賑わいました。

隣では茨木BBS会の皆さんが輪投げのブースを出店され、こちら子ども達で賑わいを見せていました。

両ブース内には更生保護のポスターを掲示し、保護者の皆様には更生保護のリーフレット・クリアファイルをお渡しして、地域における更生保護の役割や「社会を明るくする運動」への理解を広げる良い機会となりました。（広報部）

BBS：ビッグブラザーズ&シスターズムーブメントの略称で青少年に近い年齢の主に大学生が主体となり、地域の青少年と交流し学ぶことで非行からの立ち直りや、生きづらさに寄り添う活動を行っている全国組織。



令和6年度 茨木地区保護司会 中学校区 班編成表

中学校区	小学校区	氏 名		中学校区	小学校区	氏 名	
養 精	中 条		諏 訪 典 子	北	福 井		北 浦 雅 代
			島 山 真 悟			◎	久 保 博 司
		◎	兼 光 徳 郎				下田平 裕
西	東奈良		古 賀 ひでみ	東 雲	玉 島		佐々木 大 照
	春 日		岡 村 節 恵			東	富 田 彰 乃
		◎	岡 玲			◎	片 岡 龍 洋
			中 小 路 栄 作	敷 知 龍			
	郡		吉 田 孝 孝	天 王	玉 櫛	加勢 正 司	
			若 山 香 寿 美			山 野 右 子	
		福 元 康 行	田 畑 敬				
畑 田		島 内 佐 喜 子	葦 原		◎	吉 田 博 子	
	◎	土 慶 之			樋 口 禎 久		
	加 島 早 織	河 田 真 理 子					
東	茨 木 池	◎	中 村 亀 雄	西 陵	東奈良	河 田 昌 弘	
	中 津	中 津	渡 辺 明 美		◎	殿 村 俊 一	
			岸 田 尚 美		沢 池 坂 本 明 頼		
豊 川		豊 川	◎	小 阪 博 史	西	植 田 孝 子	ルミ子
			福 田 正 幸	竹 村			
			森 原 昭 順	辻 道 子			
	郡 山		宮 内 岩 悦 子	平 田	玉 島	小 西 正 明 子	
			神 内 悦 子			◎	西 田 正 照 典
			橋 井 千 賀 子			大 池	◎
南	玉 櫛		◎	辻 輝 也	北 陵	山手台	松 本 林 神 硬 巧 司
	葦 原	射 場 一 也	◎	大 神 硬 巧 司			
		古 市 暢 章					
三 島		三 島		山 本 隆 俊	太 田	太 田	
			村 山 健 三				橘 和 夫
	◎		隈 部 恵 正				藤 慶 哉 子
			道 満 正 義	中 村 洋 子			
			玉 川 美 里	◎			東 森 範 夫
彩都西	清 溪		◎	上 西 小 西	◎	沼 浦 章 利	

◎は班長

令和6年5月25日現在

◎は班長
令和6年5月25日現在

社会を明るくする運動

● 社会を明るくする運動とは？

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。茨木市では、更生保護団体をはじめとして、教育、社会福祉、商工関係等さまざまな分野の51の団体によって「社会を明るくする運動茨木市推進委員会」が組織されており、社会を明るくする運動の啓発及び広報活動を行っています。

第74回 社会を明るくする運動 市民大会

茨木市では、社会を明るくする運動の強調月間である7月に、更生保護活動の周知を目的として市民大会を開催しています。今年度は、昨年オープンした文化・子育て複合施設「おにクル」の1階で、誰でも気軽に参加できる催しを企画しておりますので、皆さまぜひお越しください。

開催日 令和6年 **7月20日(土)**

場 所 文化・子育て複合施設 おにクル1階
オープンギャラリー、きたしんホール

内 容 ブース出展（午前 10 時～午後4時）

- 保護司会社明部によるバルーンアートコーナー
- 更生保護女性会によるうちわづくりコーナー 等

ホールイベント（午後2時～午後3時予定）

- 茨木市内の中学校吹奏楽部による演奏
- 社会を明るくする運動PR大使
吉本興業のお笑いコンビ「span!」の出演
- 社会を明るくする運動構成団体による活動紹介 等



アカルイーネ
「社会を明るくする運動」
阪府推進委員会キャラクター

今後の 取組み

令和6年7月	市内の鉄道駅(JR・阪急・大阪モノレール)と 路線バス(近鉄バス・阪急バス)の車内にポスターを掲出
令和6年7月	茨木防犯協会の青パト等による広報活動
令和7年2月頃	イオンモール茨木矯正展(2日間予定)

「地域活動助成制度」のご活用を

社会を明るくする運動茨木市推進委員会では「社会を明るくする運動」への理解を深めていただくため、犯罪・非行防止に繋がる各地域での取り組みが重要と考え、地域活動助成制度を設けており、昨年度は5件の申請がありました。

今年度も引き続き地域活動助成制度を設けています。詳細は各校区の保護司(左表)にお尋ねください。

社会を明るくする運動 茨木市推進委員会の構成団体(順不同)

茨木市
茨木市議会
大阪府吹田子ども家庭センター
茨木市人権擁護委員会
茨木市人権啓発推進協議会
大阪府茨木警察署
茨木少年サポートセンター
茨木防犯協会
茨木警察署管内少年補導員連絡会
大阪府公安委員会 茨木地区少年指導委員
大阪府少年補導員協力員茨木地区連絡会
茨木交通安全協会
茨木市教育委員会
茨木市公立中学校校長会
茨木市公立小学校校長会
茨木市立幼稚園長会
茨木市人権教育研究協議会
茨木市小・中学校生活指導研究協議会
茨木市立公民館長連絡協議会
茨木市PTA協議会
茨木市体育協会
茨木市民生委員児童委員協議会
社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会
茨木市赤十字奉仕団
茨木市住みよいまちづくり協議会
茨木市自治会連合会
茨木市小学校青少年健全育成運動協議会
茨木市中学校青少年健全育成運動協議会
茨木市青少年指導員連絡協議会
茨木市子ども会育成連絡協議会
茨木市青少年指導員連絡協議会
茨木スカウト連絡会
茨木市母子福祉会
茨木商工会議所
茨木市商業団体連合会
茨木ロータリークラブ
茨木東ロータリークラブ
茨木ライオンズクラブ
茨木オーケストラ
茨木ローズライオンズクラブ
茨木西ロータリークラブ
茨木ハローモニーライオンズクラブ
一般社団法人 茨木青年会議所
茨木市消費者協会
茨木市更生保護推進協議会
茨木地区保護司会
茨木地区更生保護女性会
茨木地区更生保護協力雇用主会
茨木BBS会
浪速少年院
茨木労働組合総連合
連合大阪北地域協議会北摂地区協議会茨木連絡会

以上51団体

特集

「拘禁刑」25年6月導入
刑務所も地域社会も変化が求められる

『拘禁刑の施行に向けて
変わらなくてはならないもの』



龍谷大学 矯正・保護総合センター長
法学部教授 浜井 浩一氏

1 はじめに

現在、日本の刑務所において執行されている自由刑のほとんどは明治期に作られた「懲役刑」である。「懲役刑」とは読んで字のごとく、懲らしめのための労役を科すことである。「懲役刑」には定年がなく、現在も1000人を超える70歳以上の高齢受刑者が刑務所で「懲役刑」に服している。そして、2022年6月13日、刑法が改正され、「懲役刑」と「禁錮刑」を廃止し、両刑を統一する「拘禁刑」が新たに創設された。2025年に施行される予定で、刑罰のあり方が変わるのは明治以来、実に115年ぶりとなる。

2 刑務所はどう変わるかなければならないのか

衆議院法務委員会(※1)において古川禎久法務大臣(当時)は、「刑法等一部改正法案におきましては、刑事施設における罪を犯した者の特性に応じたきめ細やかな処遇について、例えば、作業と指導とをベストミックスした処遇を行うことができるようにするため、拘禁刑を創設して、改善更生を図るため、必要な作業又は指導を行うこととし、受刑者の矯正処遇の目標及びその内容等を定める処遇要領について、できる限り具体的に記載するものとする」とい

ことで働く習慣が身につくといった評価を耳にすることがある。はたしてそうだろうか。刑務官による号令の下、行進して工場に出役し、規則に従って黙々とルーティーンをこなしていくのが現在の刑務所生活の実態である。刑務所は心理学用語でいうと、高度に構造化された社会である。構造化された社会とは、日常のルーティーンが明確に定められ、そこで暮らす人々に自由裁量がほとんどない状態をいう。刑務所内の作業は、分業化が徹底して進められ、周囲とできるだけコミュニケーションをとることなく作業を遂行できるように設計されている。そして、高度に構造化された環境を維持しているのは、そうすることが秩序維持において便利だからである。実際に、日本の刑務所では、逃走や自殺、暴行事件などの保安事故は非常に少ない。

刑務所出所者が釈放後の社会生活の中で一番戸惑う原因の一つもこの刑務所の構造化された環境にある。塙の中では、規則に従って、指示通りに行動すればよいだけだったが、塙の外では、朝、自分で起きて、自分で食事の用意をして、自分で出勤しなくてはならない。そして、わからないことがあれば積極的

3 刑務所レジームの改革

拘禁刑施行後にまず見直すべきは、受刑者が戻る社会とあまりにも乖離した刑務所内の生活環境・体制(レジーム)である。特に、刑務作業に関しては、作業の進め方を見直し、作業自体が社会復帰、釈放後の就労準備になるような形に改めていくことが必要である。周囲とコミュニケーションを取り、連携しながら作業を進めることができるように作業形態を見直すことから始めなくてはならない。

4 刑務官の意識改革

現在の刑務所の規律と秩序を維持するために、刑務官には守らなければならない「保安の原則」が定められている(※4)。

その中の一つ厳正な勤務態度保持の原則には「戒護勤務中には、必要な指示等を行う場合を除き、被収容者とは無用な会話を交わさず、また、職員間においても、職務に必要な最小限度の会話以外は交わさないこと。」と定められ、受刑者との日常会話は原則禁止されている。保安の原則は、過去の保安事故事例からの教訓の集大成であるが、施設全体を構造化し、受刑者や職員の行動の裁量を規制(制限)すること

在する。こうした偏見は、実は、検察官や裁判官も持っている。その原因は、彼らが再犯した者ばかりを相手にしていることにある。実は、受刑者の半数以上は二度と刑務所には帰ってこない。半数以上は更生しているのだが、裁判官も検察官も、そして刑務官も更生した者と出会う機会はない。だから更生の具体的なイメージが持てない。刑務所改革を実現するためには、刑務官の中にある受刑者像そのものを変えていくような意識改革が必要になる。

5 イタリアにおける刑務所改革

ではどうすれば、刑務官の意識改革は可能となるのか。一足先に同様の改革を行ったイタリアの事例から考えてみよう。この改革の舞台となったのはミラノにあるボッラーテ(Bollate)刑務所である。筆者は、2017年にこの改革を主導した元ボッラーテ刑務所長のカステラーノ(Lucia Castellano)を龍谷大学に招き刑務所改革についてのシンポジウムを開催した(※5)。

は異なる特殊性を取り除き、できるだけ社会に近い環境で受刑者を処遇することにある。刑務官は受刑者に対して偏見を持ち、社会は刑務所に対して偏見をもっている。この偏見を取り除くための最善の方法は、お互いを交流させて、同じ人間であることを実感してもらうことである。カステラーノは、まず、幹部刑務官の意識改革に取り組んだ。そして、刑務官が単なる看守にとどまるのではなく、受刑者の変化(更生)にコミットする存在になることで、仕事に対するモチベーションを高めることの意義を説いたのである。交流することで、お互いを知り、知ることとで相手に対する関心が生まれ、それがお互いの関係を更に変化させる。そして、カステラーノは、100人以上の受刑者が日中は刑務所の外に通勤し、逆に200人以上のボランティアが刑務所内で活動する現在のボッラーテ刑務所の処遇を作り出した。

6 刑務所が変わるためには地域が変わらなくてはならない

では、刑務所が変われば受刑者は更生できるのかといえはそうではない。それは、受刑者が更生するのは刑務所ではなく、地域社会に戻ってからだからである。

イタリアの刑務所改革のモデルとなったのはノルウェーの刑務所である。ノルウェーの受刑者処遇の原則は、「受刑者はかならず社会に戻る。だから、社会に適応できるようにして送り出す必要がある。」という社会復帰(更生)にある。

刑務所が変わるためには刑務官の受刑者像を変えていくことが必要だと指摘したが、同じことは、社会に対してもいえる。ノルウェーの刑務所での人道的

な受刑者処遇は市民の理解と支持によって支えられている。それは、市民が、受刑者はいずれ自分たちの隣人として社会に戻ってくる私たちと同じ人間だと考えているから可能となっている。日本では、多くの人が受刑者を異質で危険な犯罪者(他者)とみているようだ。

日本人の多くは、「犯罪者は懲らしめなければ反省しない」というイメージを持っているのではないだろうか。しかし、懲らしめられただけで反省することのできる人間はいない。そして、反省したからといって更生できるわけでもない。社会が考えなくてはならないのは、受刑者にどんな人間になって社会に戻ってきてほしいのか。そのために刑務所や社会はどのような場所であるべきかということである。

(※1) 衆議院法務委員会(令和4年5月13日(金曜日))
(※2) 犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主のこと。
(※3) 法務省保護局「協力雇用主に対するアンケート調査」(平成31年3月)
(※4) 法務省矯正局保安課編「刑務官必携」(平成16年)
(※5) 2017年3月20日龍谷大学矯正・保護総合センター主催「日伊シンポジウム ボッラーテ刑務所の奇跡―ソーシャルファームを活用した社会復帰―」

浜井 浩一 はまい こういち

龍谷大学法学部教授。刑務所、少年院、少年鑑別所などの矯正施設、保護観察所(保護観察官)や矯正局に勤務したほか、南イリノイ大学大学院派遣留学、法務総合研究所研究官、在イタリア国連犯罪司法研究所研究員等を経て、龍谷大学大学院法務研究科教授、2017年度から龍谷大学法学部教授、また、2019年度からは矯正・保護総合センター長、犯罪学研究センター国際部門長。法務総合研究所在籍時には、犯罪白書の作成にも携わる。厚生労働省社会保障審議会障害者部会専門委員、総務省「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方」を考えるフォーラム」構成員などを歴任。主な編著書は、「犯罪をどう防ぐか(シリーズ刑事司法を考える第6巻)」「実証的刑事政策論―真に有効な犯罪対策へ―(岩波書店)」「刑務所の風景―社会を見つめる刑務所モノグラフ―、刑事司法統計入門」・「犯罪統計入門」(日本評論社)、「2円で刑務所、5億で執行猶予」・「犯罪不安社会」(光文社新書)、「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦」(現代人文社)など。



令和6年度 保護司会総会

去る令和6年4月15日、福岡茨木市長をはじめとする多くの来賓をお迎えして、総会を開催いたしました。議案はすべて原案通りに全会一致で承認・可決されました。

活動基本計画

今年は、サポートセンターの移転という大きな仕事待ち構えています。現在は福祉文化会館の1階という、好立地にありますが、これからは合同庁舎の6階と言う場所的ハンデを背負って活動していかなければなりません。定例会を開くにも、これからは会場の選定や、資料の運搬について検討が必要となります。面接に關しまして、土日、夜間についての利用方法も検討の必要があります。これらに關しましては保護司会全員で知恵を出し合っ、よりよい保護司会活動を続けていきたい



重点事項

- ① 再犯防止に重要とされる就労対策では、市の臨時職員雇用制度の活用と国の就労報奨金の利用促進を協力雇用主に推奨します。
- ② 更生保護サポートセンターは、市民の相談窓口として、また保護司の自宅以外での面接場所や保護司同士の処遇会議の場として、更には他の更生保護団体との連携の拠点として、一層の積極的活用を図ります。新たな活用方法についても検討します。
- ③ 保護司の充足率が低下傾向にありますので、保護司の適任者確保の情報収集に努めるとともに、保護司相互の情報交換や研鑽のため班ごとの処遇会議や部活動の活性化を図ります。



活動目標

- ① 保護司候補者の確保のため、班ごとの人材情報の収集に努めます。又、必要に応じて「保護司候補者情報提供会議」を開催します。(総務部)
- ② 保護司の資質向上のため、会員の要望に沿った自主研修及び夏季特別研修を実施します。また、班ごとの地域処遇会議の開催も継続いたします。(研修部)
- ③ 更生保護制度や保護司の活動について、市民の理解を得るため広報紙の発行と、保護司相互の情報交換や一体感を醸成するための内部情報紙を発行し、市のホームページへもアップいたします。(広報部)
- ④ 保護観察対象者の就労を促進し生活の安定を図るため、協力雇用主の開拓と連携に努めます。また、市の臨時雇用制度の利用促進を図ります。(組織部)
- ⑤ 「社会を明るくする運動」茨木市推進委員会」の構成機関・団体と協働して74回目の効果的な「社運運動」を推進します。このほか各中学校区関係者との連携を密にして地



事業計画

10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月
● 自主研修・定例会 (16日)	● 再犯防止啓発月間 「社明「市民大会」 「保護司会だより」発行 (20日)	● 自主研修・定例会 「更推協と私」 (13日)	● 自主研修・定例会 「更推協と私」 (13日)	● 定時総会・定例会 (15日)	● 中学校区班長会議 「地域別定例研修・定例会」 「保護司としての基本姿勢」 (13日)	● 定時総会・定例会 (15日)

令和6年度 役員・顧問・相談役

相談役	理事	監事	顧問	副会長	副会長	専任理事	会長	副会長	会長
田畑 敬	福元 典	松本 早智子	北山 雅	大島 眞	岡上 愛	小渡 明	西田 利	道満 正	吉田 定
西岡 慶	中浦 章	西岡 慶	中浦 章	西岡 慶	中浦 章	西岡 慶	中浦 章	西岡 慶	中浦 章
片岡 雄	土方 雄	片岡 雄	土方 雄	片岡 雄	土方 雄	片岡 雄	土方 雄	片岡 雄	土方 雄

保護司会 動 静



藍綬褒章受章にあたり、岸田保護司より寄稿をいただきました。

お仲間へ感謝

岸田尚美

保護司を拝命した五十歳の私は、茨木市青少年指導員連絡協議会会長で且つ大阪府青少年指導員連絡協議会副会長でした。

当時は学校週五日制への移行期で、様々な会議への出席要請があり多忙でした。勢い軸足は「青指」で保護司の何たるかを深く考えることなく過ごしていたように思います。やがて、青指六十歳の定年まで会長に留まるようあちこちから要請ができました。有難い事でしたが、一つ組織の長に長く留まるなどという発想はなく、在籍十九年にして青少年指導員を卒業することにしました。

爾来、軸足は保護司活動に置き、誠心誠意対象者と向き合ってきました。一方で茨木市サポートセンターでの虐待少年のためのお菓子の教室・小学校区での子ども

ちの料理教室・絵手紙教室・中学校区での絵本の読み聞かせ等々手離せないものがあり、変わらず地域の青少年とも交流を続けました。昨春秋、藍綬褒章を受章し皇居に参内しました。暦の上ではすでに冬、誠に穏やかな日和でした。保護司会の一員として皆さまに支えられてきたお蔭と感謝しかありません。

すめろぎの
御声の清みて
冬ぬくし
尚美

茨木地区担当 保護観察官が 代わりました。

着任のご紹介

神戸保護観察所から
森 瑛子氏

転任のご紹介

和歌山保護観察所へ
田所 良太氏

新任保護司です。 よろしく



令和6年1月二十五日付
宮原 岩美
(豊川中学校区)



令和6年5月二十五日付
坂本 俊一
(西陵中学校区)

退任保護司 ご苦労様でした

吉田 定雄氏
会長、広報部長歴任
(平成十六年一月二十五日、
令和六年一月二十四日)

平松 克一氏
副会長、社明部長歴任
(平成十二年一月二十五日、
令和六年一月二十四日)

小路 隆氏
(平成二十八年一月二十五日、
令和六年一月二十四日)

敬 弔 (名誉会員)

故平松 克一氏
令和六年二月七日(逝去)

故孫田 隆次氏
令和六年三月二十五日(逝去)



生前のご芳情に
心より御礼申し上げます。

協力雇用主会新入会

有限会社 進光運輸 茨木市清阪一四一	株式会社 鷹翔 茨木市豊川一八七	〈業種〉 足場工事	弁護士法人 まこと 大阪府北区西天満一五	〈業種〉 法律事務
-----------------------	---------------------	-----------	-------------------------	-----------

編集後記

- 「還付金詐欺に注意 ATMで還付金はもらえません」まだまだ被害が多く発生しています。編集だけでなくこちらも気になります。(T)
- 編集しながら、『方丈記』の言葉が浮かびます「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。淀みに浮かぶうたかたは、かつ消えかつ結びて、久しくとどまりたるためしなし。」(D)
- 編集会議に出られなくて、編集後記を書く立場ではありません。せめてPRを。皆さん、今回もしっかり読んでくださいね。(N)